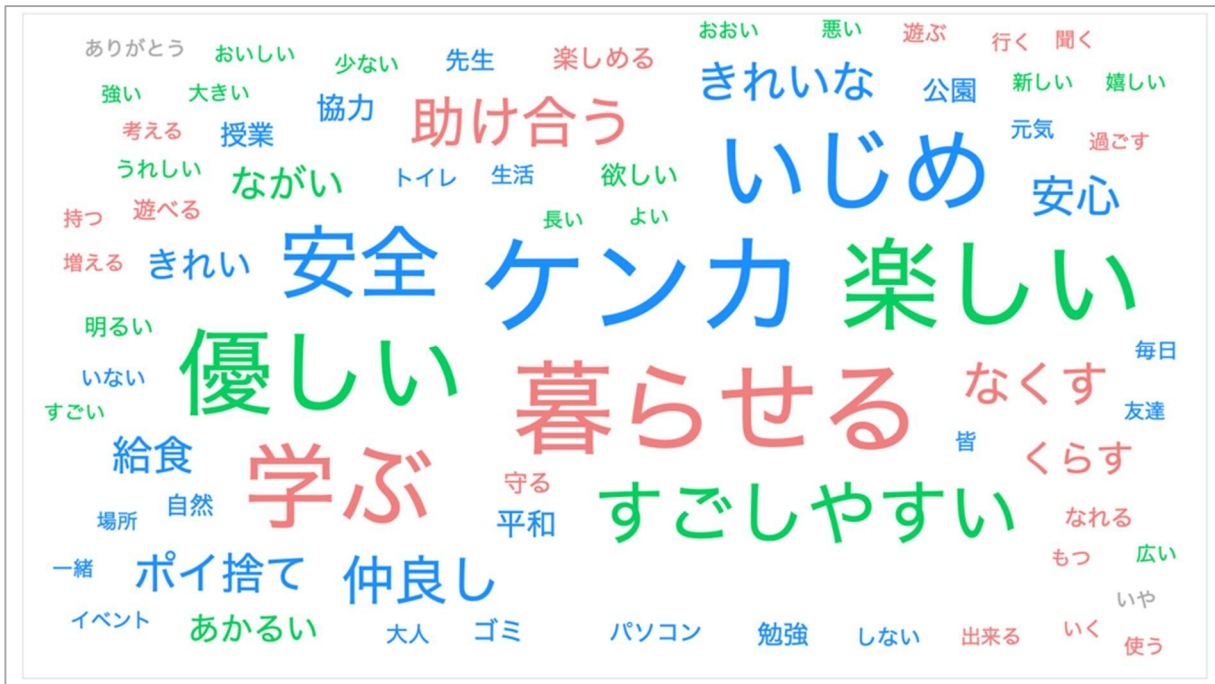


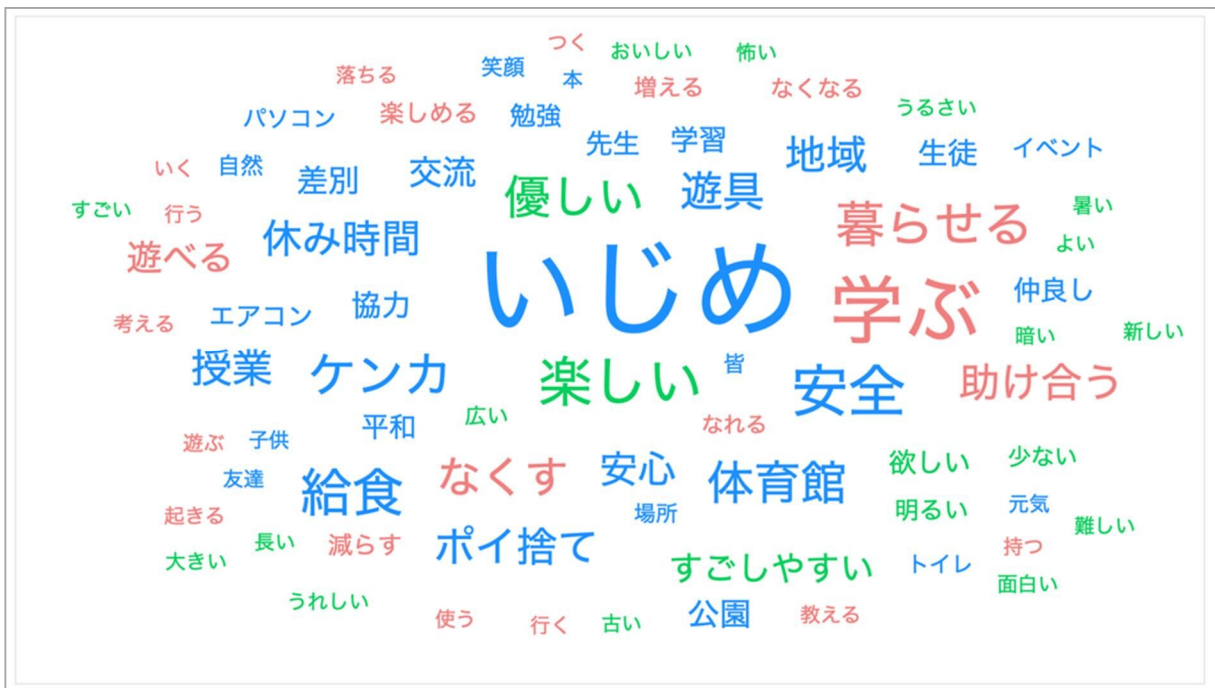
4 自由記述（つくば市の教育への希望や意見）の分析

(1) テキストマイニングの結果

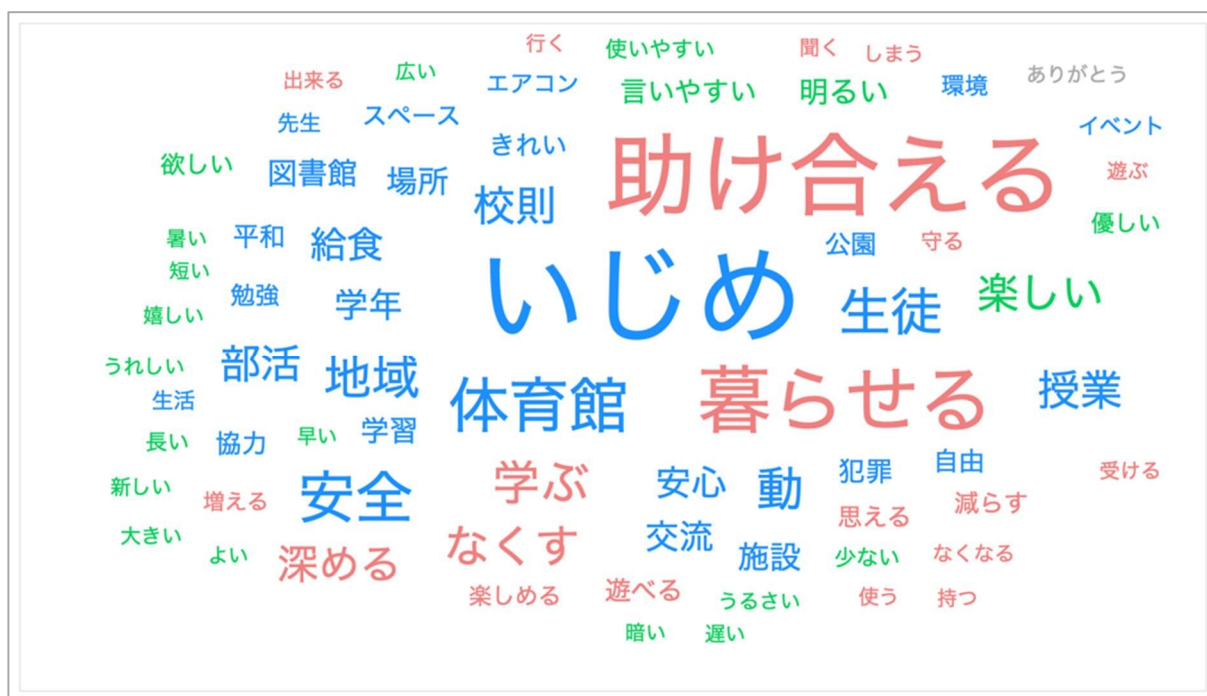
【1～3年生の自由記述のテキストマイニング結果（1,318件）】



【4～6年生の自由記述のテキストマイニング結果（1,832件）】



【7～9年生の自由記述のテキストマイニング結果（711件）】



※ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析
 (<https://textmining.userlocal.jp/>)

(2) 意見の概要

1～3年生の自由記述（1,318件）では、友人と仲良く遊びたい、いじめのない学校にしたいといった、人間関係の調和と安心を求める意見が大半を占める。「大きな公園が欲しい」「休み時間を増やしてほしい」など、遊びやのびのびとした活動への要望も強く見られる。

4～6年生の自由記述（1,832件）では、人間関係への関心が高いことに加え、より具体的な学校設備（トイレの洋式化・改修、体育館へのエアコン設置など）や、通学路の安全、地域の美化（ゴミ拾い）など、生活環境の改善を求める現実的な意見が増加する傾向にある。

7～9年生の自由記述（711件）では、校則の見直し（服装、髪型、スマートフォンの持ち込み等）や、部活動の在り方、学習環境（Wi-Fi、自習室）の整備など、自律的な学校生活と学習環境の充実を求める意見が顕著になる。また、街灯の設置や治安維持など、まちづくりに対する具体的かつ建設的な提案も散見される。

第4章 いじめ

123

る行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という二つの要件が満たされていることを指す。

- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項^[*70]に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

4.1.4 いじめの重大事態

(1) いじめの重大事態調査の目的

いじめによる児童生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、平成29年には法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められました。

いじめの重大事態とは、

- いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(法第28条第1項第1号)
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同第2号)

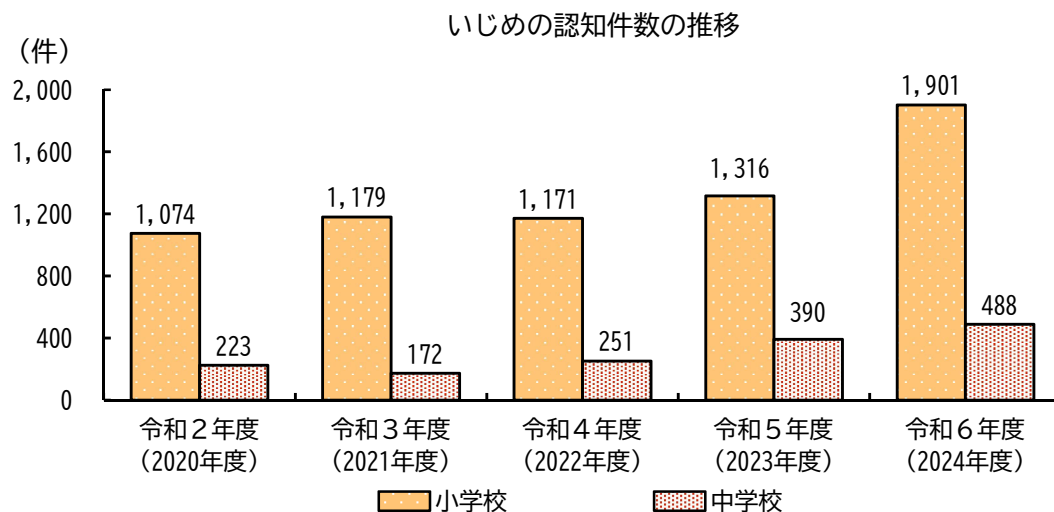
を指します。前者は、「生命・心身・財産重大事態」、後者は、「不登校重大事態」とされています。これらの原因として、いじめ(疑いも含む。)が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施します。

2号は不登校の基準の年間30日を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要があります。調査は、「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思

[*70] 法第23条第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

8 いじめの認知件数の推移

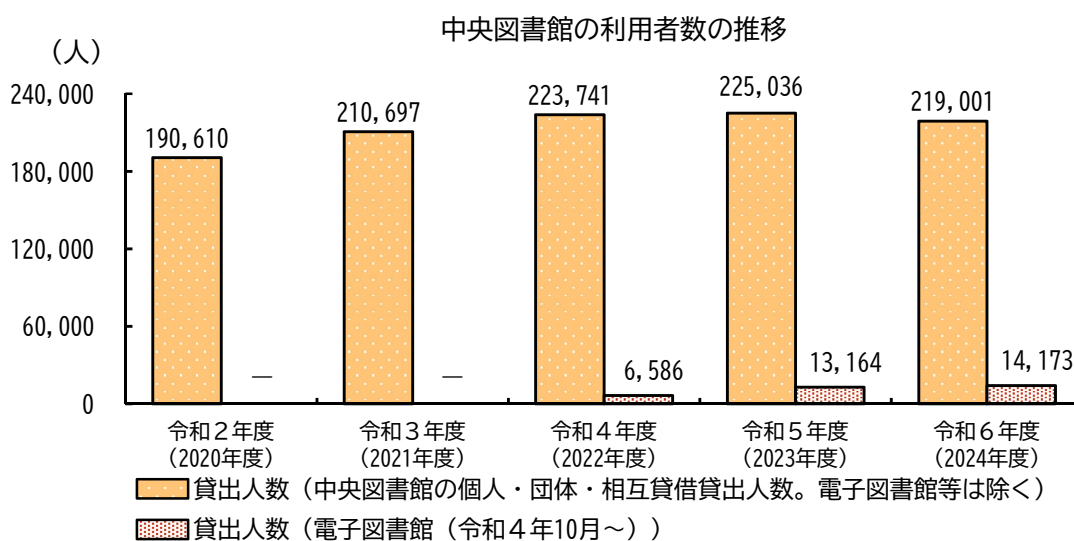
いじめの認知件数の推移をみると、小学校、中学校共に増加傾向にあり、令和6年度(2024年度)で、小学校では1,901件、中学校では488件となっています。



資料：いじめ認知件数等報告（各年度末現在）

9 中央図書館の利用状況の推移

中央図書館の利用者数の推移をみると、令和2年度(2020年度)以降増加傾向にあり、電子図書館を除く貸出人数は、令和6年度(2024年度)で219,001人となっています。令和4年(2022年)10月から開始した電子図書館の貸出人数は、令和6年度(2024年度)には14,173人となっています。



※ 電子図書館の貸出人数には、学校利用（令和6年度から実施）を含まない。

資料：つくば市立中央図書館発行『つくば市の図書館概要』（各年度末現在）

☆ピンク色のハイライトは川村直子による

第4章 いじめ

124

い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、学校・教育委員会等の対応を検証して同種の事案の「再発防止」につなげることが目的です。

(2) 教育委員会等への報告・調査

公立学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します^[*71]。なお、児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たります。

教育委員会は地方公共団体の長（以下「首長」という。）に報告するとともに、調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについての判断をします。1号は教育委員会等、2号は学校が調査主体になることを原則としますが、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会等が主体で調査を行うこととなります。

なお、「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど」の事実関係を、可能な限り網羅的に」解明することです。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めることが求められます。

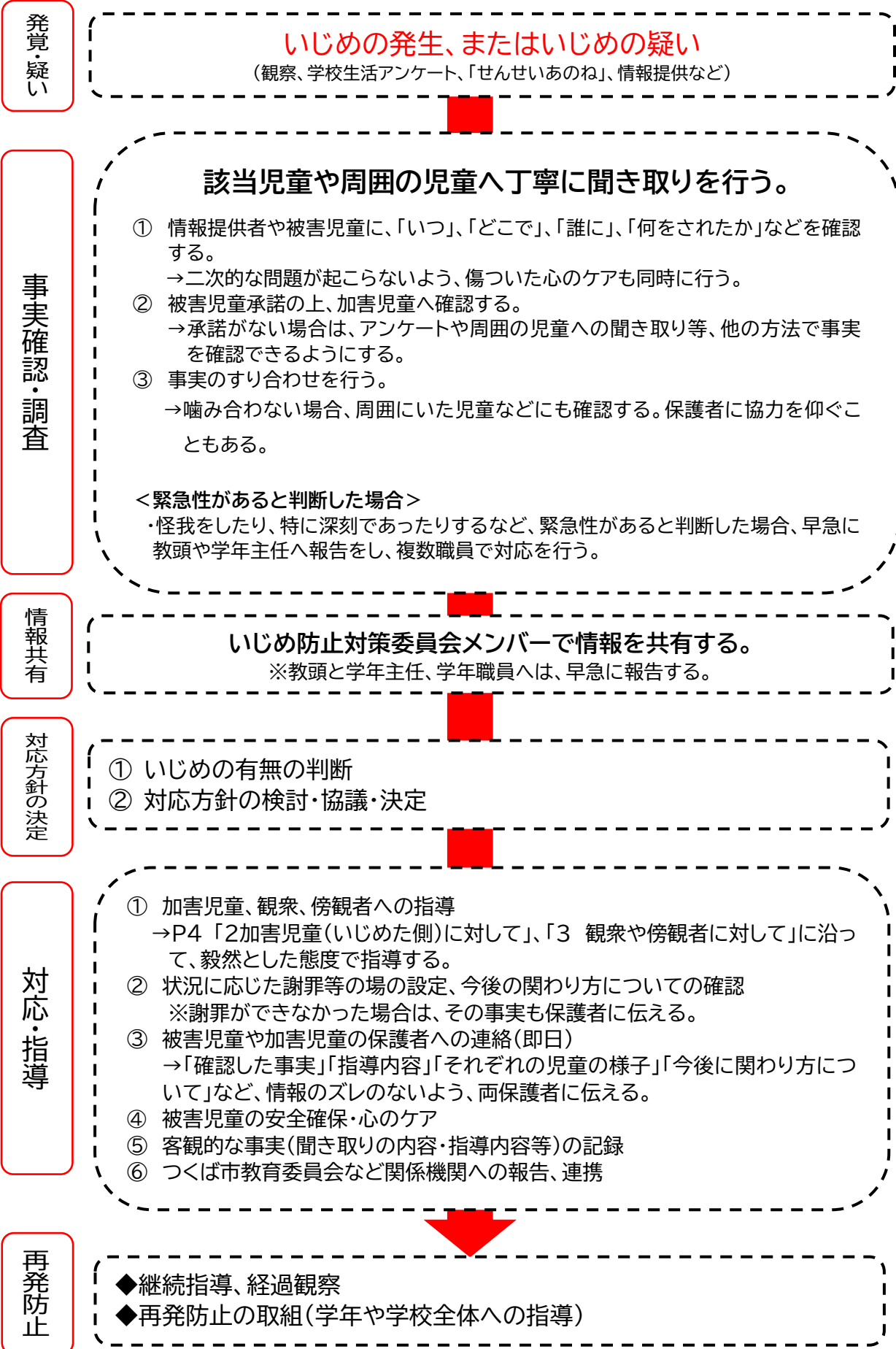
(3) 調査結果の報告

調査によって明らかになった結果は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供します。関係者の個人情報への十分な配慮が必要ですが、個人情報保護を楯に説明を怠ることは避けなければなりません。

調査結果については、学校若しくは直接調査に当たった教育委員会等の附属機関（常設若しくは新たに設置された第三者委員会等）から教育委員会等に、教員委員会等から首長に報告されます。首長部局との連携を強化するためには、教育委員会会議のみならず、総

[*71] 学校は、重大事態が発生した場合、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ（法第29条第1項）、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ（法第30条第1項）、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ（法第31条第1項）、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ（法第32条第1項）、事態発生について報告しなければならない。

3 いじめの発覚、またはいじめの疑惑があった場合の対応



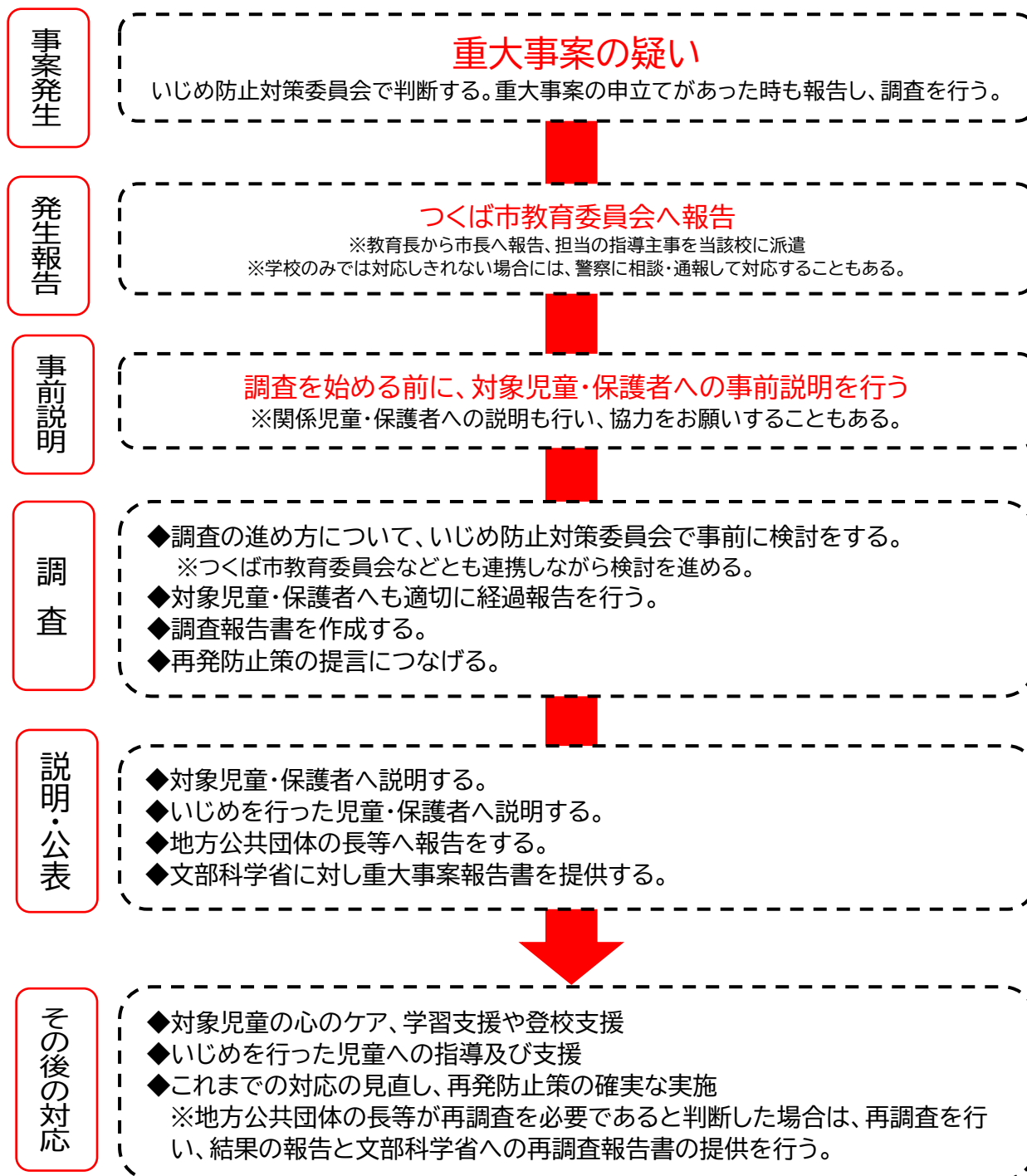
4 重大事態について

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第1号】
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号】

(2) 重大事態への対応

重大事態に対しては、いじめ防止対策委員会を中心に以下の通り対応していく。



令和6年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画①（2年目の自治体）

| 団体名 | 主な取組 <small>川村直子議員 令和8年定例会 6月定例会議 資料6-1</small> |
|------------|---|
| 北海道 旭川市 | 市長部局に創設されたいじめ防止対策専門部署において、相談窓口を設置し、こどもや保護者からの相談に直接対応。R6は地域と連携し、スポーツ少年団等の啓発に注力。 |
| 千葉県 松戸市 | 市長部局にいじめ相談専用窓口を開設し、専門職による相談体制を構築。SNSを活用し、休日夜間も相談対応。 |
| 三重県 伊勢市 | 市長部局に設置されたいじめ相談窓口が、福祉部局など関係機関と密に連携し、被害（加害）者の背景（家庭環境等）も踏まえた対応を実施。 |
| 大阪府 堺市 | 臨床心理士等の専門職がこども本人を訪問し、意向や意見を直接聞くとともに、特性等にあつた対応を実施。 |
| 大阪府 八尾市 | 1人1台端末にいじめ報告相談用アプリを導入。福祉等の関係部局と連携して対応するほか、R6はこども家庭センターとの一体的な運営を計画。 |
| 大阪府 箕面市 | 市長部局にいじめ相談専門部署を設置し、いじめの初期段階から相談・調査を行う「行政的アプローチ」や被害者側の弁護士相談費用の支援など「法的アプローチ」等を実施。 |
| 福岡県 | 知事部局にこどもいじめ専用窓口を開設し、県内の小・中・高等学校等の相談対応。県内市町とも連携して対応。また、私学部局と連携し、私立学校への対応にも注力。 |
| 熊本県 熊本市 | 市長部局に、こどもの権利に関する課題解決を図る相談窓口を設置。こども食堂など地域の居場所等と連携して事案を早期把握するほか、R6は予防や啓発にも注力。 |

令和6年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画②（新規の自治体）

資料6-2

| 団体名 | 主な取組 |
|-----------------|---|
| 新 岩手県盛岡市 | 令和6年4月に市長部局に相談窓口を設置。多様なツールを活用し、学校にも親にも相談できないこどもの悩みや不安に対応。発達障害等の疑いのある児童生徒についても、こども家庭センター内の精神発達専門員等と連携して対応。 |
| 新 東京都品川区 | 令和6年1月から区長部局にいじめ相談専門部署を設置し、第三者的な立場からいじめ問題の解決に向けた取組を実施。被害サイドに寄り添った対応として、転校費用などの支援を検討。 |
| 新 新潟県新潟市 | 令和6年4月にこどもの権利相談・救済機関を設置（改正条例の施行）。第三者的な立場から、いじめを含む様々なこどもの権利侵害に関する相談を受け、こどもの権利救済委員による調査を経て、必要に応じて市の機関に勧告等を行う。 |
| 新 静岡県湖西市 | 令和6年4月から市長部局にいじめ防止対策専門部署を設置。PTAや地域を対象にした地域いじめ防止リーダーの養成、1人1台端末にいじめ通報が日常的に可能になる健康観察ツールを導入。 |

出典 こども家庭庁 「首長部局におけるこどものいじめ防止・不登校対策について」
http://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/23249e7f-0dfb-4fe5-bff2-463d06b3cead/6af89c81/20241126_councils_kodomo_seisaku_kyoutgi_23249e7f_02.pdf

寝屋川モデル「いじめゼロ」に向けたアプローチ

寝屋川市 危機管理部 監察課

寝屋川市の「3段階アプローチ」

寝屋川市では、先生方を中心とした学校現場でのいじめ対応を「教育的アプローチ」と定義し、加えて、市長部局監察課による「行政的アプローチ」、弁護士等による「法的アプローチ」という3段階のアプローチを用意しています。

| | 主 体 | 対象の概念 | 目 的 |
|----------------------|----------------------|------------------------|------------------|
| 第1段階 教育的 アプローチ | ・学 校 ・教育委員会 | 教育・指導の対象としての児童 | 人間関係の再構築 |
| 第2段階 行政的 アプローチ | 市 役 所 監 察 課 | 被害児童・加害児童 の概念を用いた対応 | 事態の早期收拾 |
| 第3段階 法 的 アプローチ | ・弁護士 ・警 察 ・裁判所 | 法的手続の当事者 (原告・被告等) | ・責任の追及 ・損害の回復 |

POINT

以前から行われている学校現場のいじめ対応では、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とするため、中には解決まで時間を要し、深刻化するケースもあります。

そこで寝屋川市では、いじめ問題を市民の人権問題として捉え、教育委員会とは異なる第三者的な立場から対応します。「被害児童・生徒」「加害児童・生徒」の概念を用い、いじめ問題の即時停止を目的として、1か月以内という短期間で事案へ対応しています。

法的アプローチでは、被害者による警察への告訴、民事での訴訟を行うルートとして、刑事・民事事件に関する法的な手続を支援するため、その費用を市が補助する制度を設けています。

寝屋川市で発生したいじめの傾向

● 学年について ●

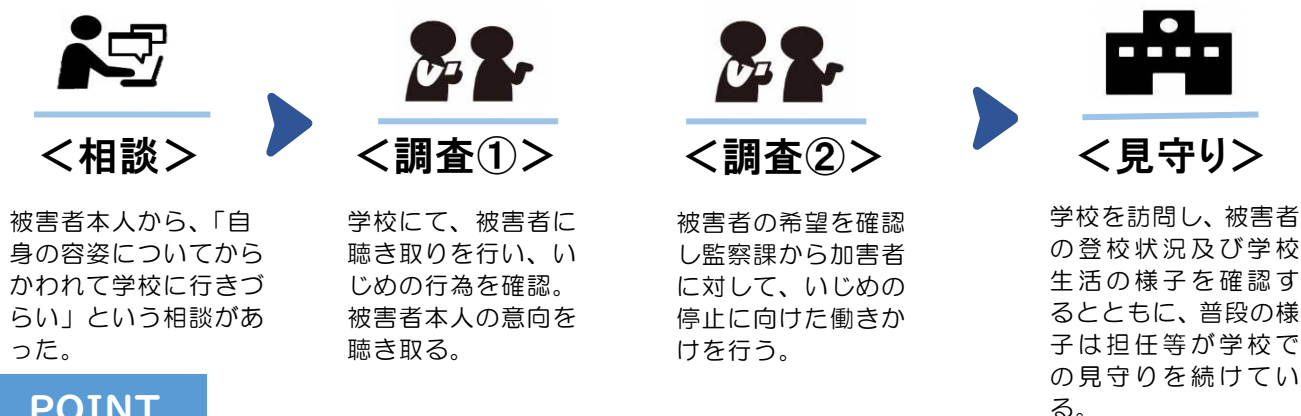
寝屋川市では、小学校高学年頃からいじめの認知件数が増加し始め、**中学1年生をピーク**としてその後減少していく傾向にあります。

● 関係する人数について ●

小学校高学年や中学生では、被害者1人に対し、**加害者が複数**関わるいじめの発生割合が高い傾向にあります。

いじめ事案に対する監察課の対応例

いじめ通報促進チラシからの相談の場合



POINT

いじめの内容は、学年が上がるごとに保護者や教職員の目が届きにくくなる傾向にあります。最近では中学生のみならず、小学生でも SNS などを使ったインターネット上でのいじめ事案が増加しています。

インターネット上でのいじめ事案の例として、「オンラインゲーム内での悪口や暴言」「SNS (LINE グループ等) での仲間外れ」「クラスメイトの画像等を許可なく拡散する」などが挙げられます。

監察課に直接いじめの通報・相談があったときは、監察課が被害児童・生徒、加害児童・生徒、教員、保護者等に直接関与して調査・対応を行います。早期にいじめの事実確認を行い、加害者へいじめ停止に向けた働きかけ等を行うことで、1か月以内のいじめの停止を図っています。

「いじめ通報促進チラシ」を始めとした、さまざまな相談方法を用意することで、積極的な情報収集を図っています。

いじめの情報提供に御協力をお願いします！

監察課では、様々なツールを用いて積極的に情報収集をおこなっており、令和6年度には、**186**件の通報・相談が直接監察課に届いています。

いじめ通報促進チラシ

対応件数

63 件

市内の小中学生に
毎月1回配布しています！
保護者の方からの
通報も受け付けます。

フリーダイヤル

対応件数

52 件

午前9時00分～午後5時30分
※月曜日から金曜日（祝日除く）
TEL 0120-7830-66

市公式アプリ

対応件数

17 件

市公式のもっと寝屋川アプリから
24時間いつでも通報が可能。

メール

対応件数

15 件

メールアドレス：
kansatsu@city.neyagawa.
osaka.jp

LINE

対応件数

1 件

QRコードを読み取り、
画面に従って選択・入力。



※その他、来庁等による相談もございました。

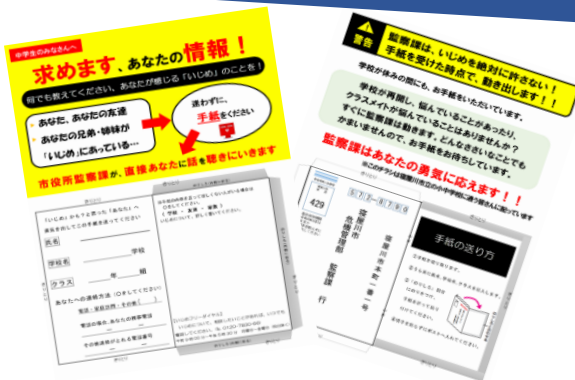
監察課職員による子どもたちとの対話

監察課×子どもたち
“顔が見える”
関係を築く

いじめゼロに向けた新アプローチ



いじめ通報促進チラシ



監察課がみなさんの学校にお伺いして、いじめの解決に向けて取り組んでいることや効果などをお話しし、みなさんの疑問にお答えします。

『監察課』ってどんなところ？
—— 監察課と話をしよう！ ——

対象：市立小学校の3年生・6年生

日程：令和7年6月～（暴力防止プログラム(CAP)の中で実施）

出典：寝屋川市危機管理部監察課 寝屋川モデル「いじめゼロ」に向けたアプローチ
<https://www.city.neyagawa.osaka.jp/material/files/group/17/forParents2025.pdf>

もとめます、あなたのゆうき！

かん てがみ おし
あなたが感じた「いじめ」について、お手紙で教えてください！



し やくしょかんさつか はなし
市役所監察課が、あなたのお話をききにいきます

きりとり

「いじめ」かも？と思った「あなた」へ
ゆうきを出してこのお手紙をおくってください
※氏名などを書きたくないときは、書かなくてもお手紙はとどきます

し めい
氏名 _____

がっこうめい しょうがっこう
学校名 _____ 小学校

ねん くみ
クラス _____ 年 _____ 組

れんらくほうほう

あなたへの連絡方法（○をしてください）

でんわ がっこう あ た
電話・学校で会う・その他（ _____ ）

でんわ ぼあい はなし でんわばんごう
電話の場合、お話ができる電話番号

【いじめフリーダイヤル】

いじめについて、相談したいことがあれば、いつでも

電話してください。（Tel. 0120-7830-66）

ごぜん じ ふん こご じ ふん げつようび きんようび しやくじつぞく
午前9時00分～午後5時30分 月曜日～金曜日（祝日除く）

きりとり

きりとり
のりしろ（内側に折る）

※あなたのまわりのいじめについて、知っていることを書いてください

1. そのいじめはいつ、どこでありましたか？

（いつ _____）

（どこで _____）

2. だれが、だれをいじめていましたか？

（だれが _____）

（だれを _____）

3. どんなことをしていましたか？

谷折

谷折

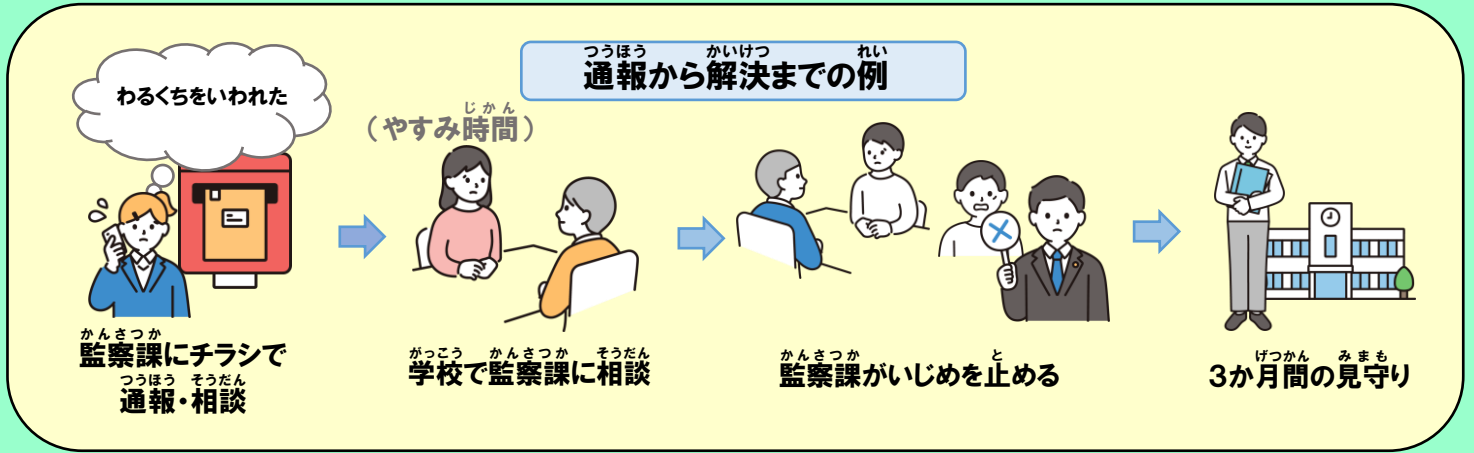
のりしろ（内側に折る）

のりしろ（内側に折る）



かんさつか
監察課は、いじめをぜったいにゆるさない！
てがみ
お手紙をもらったら、すぐにうごきます！

かん
あなたが「いやだ」と感じたら、それはいじめです！



※このチラシはねやがわしりつしょうちゅうがっこうの小中学校のみなさんにくばっています

きりとり

料金受取人私郵便

寝屋川局
承 認

363

差出有効期間
令和9年3月31
日まで
切手を貼らずに
お出してください

5 7 2 - 8 7 9 0

寝屋川市
危機管理部
監察課
行

寝屋川市本町一番一号



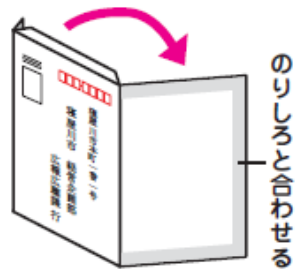
山折

山折

きりとり

てがみ おく かた お手紙の送り方

- ①お手紙を切り取ります。
- ②うら面に氏名、学校名、クラスなどを記入します。
- ③「のりしろ」部分
にのりをつけ、お
てがみ お は
手紙を折って貼り
っ
付けてください。
- ④切手を貼らずに郵便ポストへ入れてください。



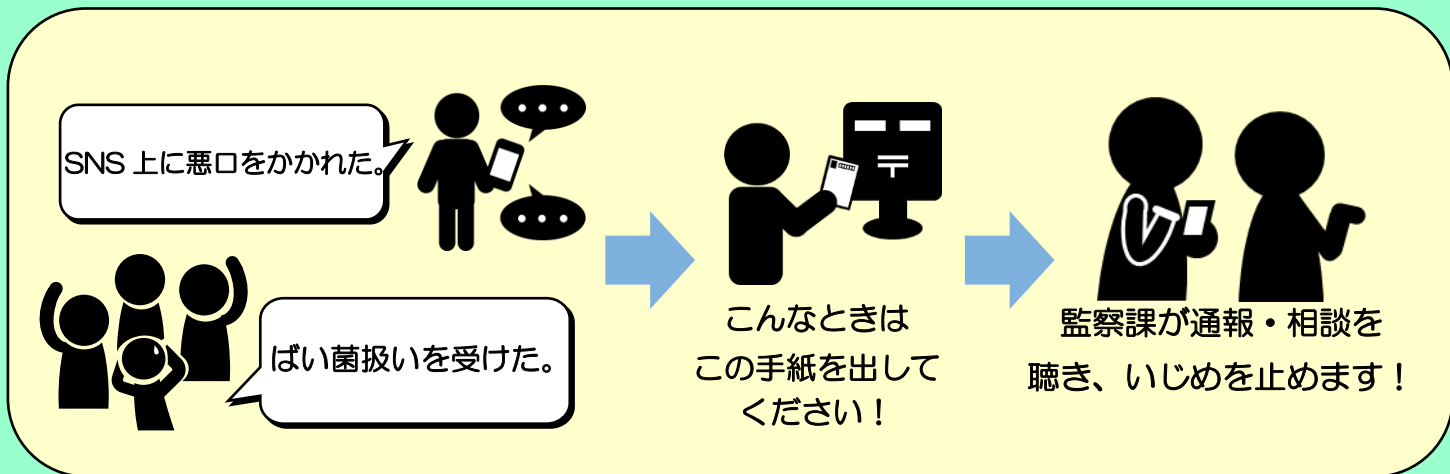
きりとり

中学生の皆さんへ

出典：寝屋川市危機管理部監察課 いじめ通報促進チラシ（中学生向け）
https://www.city.neyagawa.osaka.jp/material/files/group/17/juniorhighschoolstudesnts.pdf

求めます、あなたの情報！

あなたが感じた「いじめ」について、この手紙で教えてください！



市役所監察課が、あなたのお話を聴きにいきます

きりとり

「いじめ」かも？と思った「あなた」へ
あなたの情報をこの手紙で送ってください
※氏名などの記入は自由です

氏名 _____

学校名 _____ 中学校

クラス _____ 年 _____ 組

あなたへの連絡方法（○をしてください）

電話・面談・その他（ _____ ）

電話の場合、あなたの携帯電話

その他連絡がとれる電話番号

【いじめフリーダイヤル】

いじめについて、相談したいことがあれば、いつでも
電話してください。（Tel. 0120-7830-66）

午前9時00分～午後5時30分 月曜日～金曜日（祝日除く）

きりとり

のりしろ（内側に折る）

※あなたの周りのいじめについて、知っている
ことを書いてください

1. そのいじめはいつ、どこでありましたか？

（ いつ _____ ）
（ どこで _____ ）

2. 誰が、誰をいじめていましたか？

（ 誰が _____ ）
（ 誰を _____ ）

3. どんなことをしていましたか？

きりとり

のりしろ（内側に折る）

のりしろ（内側に折る）

谷折

谷折

きりとり

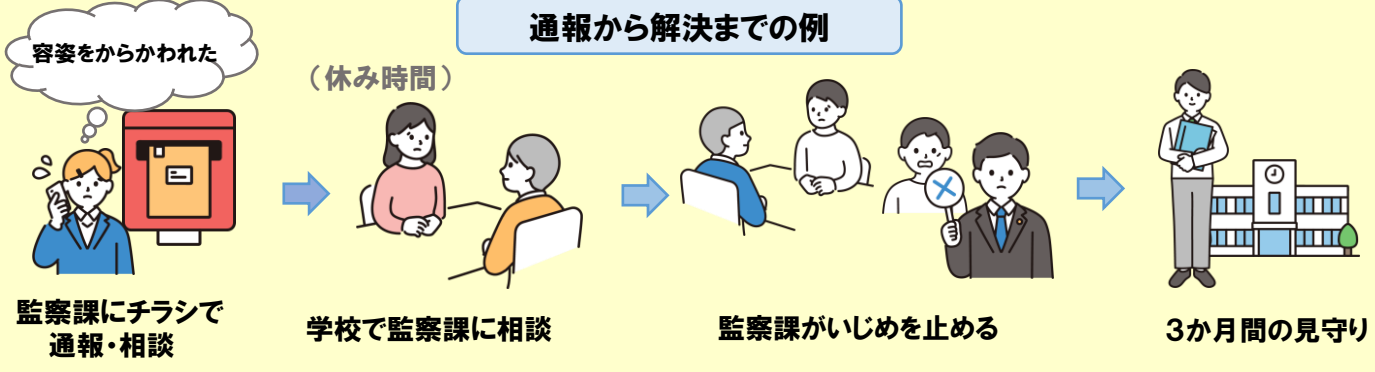


警告

**監察課は、いじめを絶対に許しません。
手紙を受けた時点で、動きます。**

あなたが「嫌だ」と感じたら、それはいじめです！

通報から解決までの例



※このチラシは寝屋川市立の小中学校に通う皆さんに配っています

きりとり

きりとり

料金受取人払郵便

寝屋川局
承認

363

差出有効期間
令和9年3月31
日まで
切手を貼らずに
お出してください

5 7 2 - 8 7 9 0

寝屋川市
危機管理部
監察課
行

寝屋川市本町一番一号

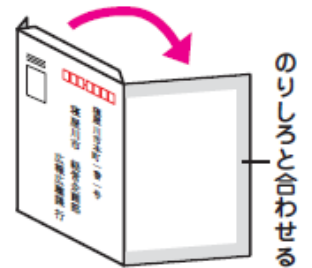


山折

山折

手紙の送り方

- ①手紙を切り取ります。
- ②うら面に氏名、学校名、クラス等を記入します。
- ③「のりしろ」部分
にのりをつけ、
手紙を折って貼り
付けてください。
- ④切手を貼らずに郵便ポストへ入れてください。



きりとり

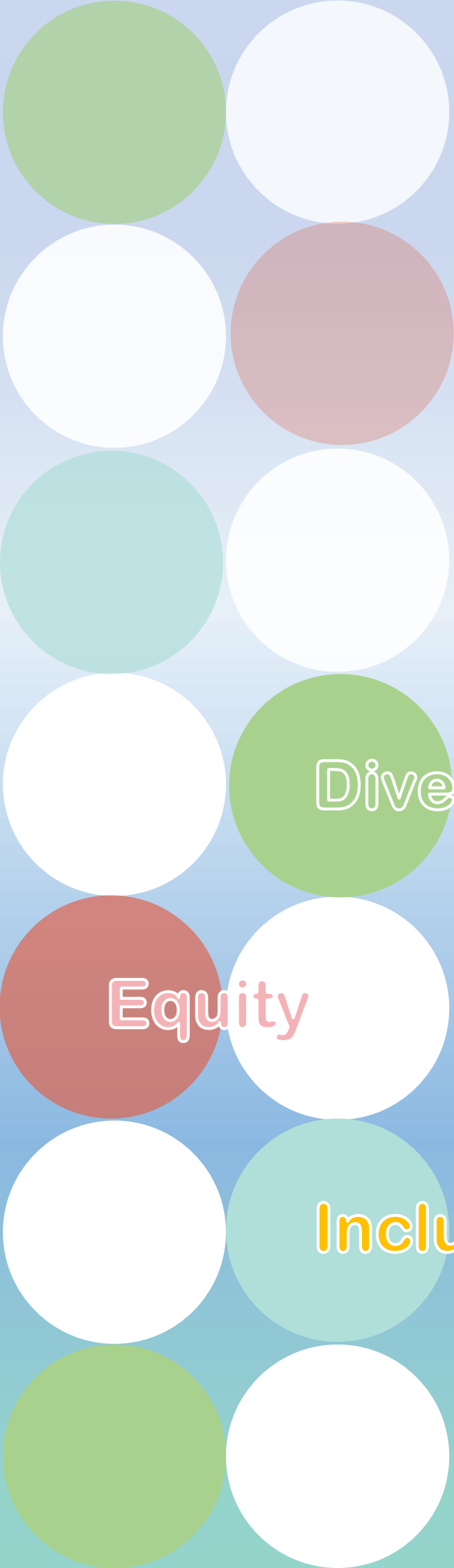
つくば市職員のための
インクルーシブな職場環境づくり
ガイドライン

性の多様性編

Diversity

Equity

Inclusion



基本的な考え方

Diversity

Equity

Inclusion

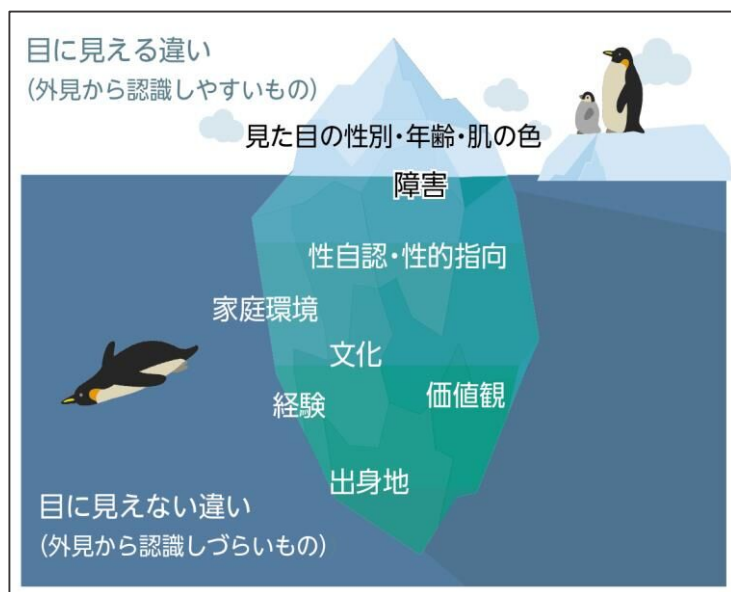
目次

はじめに

| | |
|---------------------------------------|---|
| ◇ ガイドラインの位置付け | 1 |
| 1. DE&I(多様性、公正性、包摂性) | 2 |
| ◇ みんなが自分らしく働ける職場のために | 3 |
| 2. 「当たり前」を考え直してみよう | 4 |
| 3. 意識をアップデートして「自分ごと」として考える | 6 |
| 4. インクルーシブなつくば市を目指す私たちの行動指針(原則) | 8 |

◇みんなが自分らしく働ける職場のために

図2:氷山の絵から見る「違い」



■ 外見ではわからない性のあり方

一人ひとりが持つ様々な「違い」の中には、図2:氷山の絵から見る違いのように「目に見える違い(外見から認識しやすいもの)」と「目に見えない違い(外見から認識しづらいもの)」があります。例えば、性的指向^{注5}や性自認^{注6}(SOGI^{注7})といった性のあり方は「目に見えない違い(外見から認識しづらいもの)」に当たります。

全ての人たちが、外見から認識しやすい「違い」と認識しづらい「違い」の両方を持っており、それぞれが他者には見えにくい事情や背景を持って生活しています。外見や振る舞いから安易に判断したり、一方的に決めつけたりせずに、尊重し合う姿勢が大切です。

※注5、注6及び注7の用語については、
P. 14～15【参考2】を参照してください。

■ 「性別」に関する思い込みが生む共通の課題

性の多様性や男女間のジェンダーの課題の根底には、「男はこうあるべき」、「女はこうでなければならない」といった、私たちが意識しないまま自分の中に取り込んでいる「性別に関する無意識の思い込みや社会の規範」があります。

■ 誰もがマイノリティになり得る

「性別に関する無意識の思い込みや社会の規範」によって生きづらさを感じることは、マジョリティとマイノリティ^{注8}のどちらであっても起こり得ます。一般的にマジョリティと考えられる人たちも、こうした思い込みや規範に縛られることで、自分らしさを発揮できないことがあります。私たちは立場や環境が変われば誰もがマイノリティ側になり得ます。また、マイノリティに我慢を強いる社会は、巡り巡ってみんなに我慢を強いることになり、結局はみんなが生きづらい社会になります。

このガイドラインは、特定の誰かだけが過ごしやすい職場環境をつくることではなく、みんなが、互いを尊重し、自分らしく働けるインクルーシブな職場環境をつくることを目指して策定しました。

※注8の用語については、P.15【参考2】を参照してください。

私たちの職場を「インクルーシブな環境」にするために、一人ひとりがどのように関わることができるか、一緒に考えてみませんか。

A vertical column of ten circles on the left side of the page. From top to bottom, the colors are: green, white, white, orange, light green, white, white, dark green, red, white, light blue, white, and green. The background is a gradient from yellow at the top to green at the bottom.

実践編

Diversity

Equity

Inclusion

目次

1 性の多様性を知る

| | |
|-------------------------|---|
| (1) 性のあり方とは | 1 |
| (2) SOGIとは | 2 |
| (3) LGBTQ+とは | 3 |
| (4) 多様な性を取り巻く社会的な課題 | 5 |
| (5) カミングアウトとアウティングを理解する | 7 |
| (6) アライ (Ally) とは | 9 |

2 職場でできること

| | |
|-----------------------------|----|
| (1) SOGIハラスメントを防ぐために | 11 |
| (2) 庁内における相談の流れ | 14 |
| (3) 法律上の性別や氏名を扱うときに | 16 |
| (4) トイレ・更衣室などをみんなが安心して使うために | 17 |
| (5) 健康診断 | 18 |
| (6) 服装 | 18 |

3 市民対応でできること

| | |
|-----------------|----|
| (1) 窓口・電話での市民対応 | 19 |
| (2) 相談窓口一覧 | 23 |

4 参考資料

| | |
|-----------------|----|
| (1) 性の多様性に関する法律 | 25 |
| (2) 雇用・労働に関する法律 | 30 |
| (3) 茨城県とつくば市の取組 | 32 |
| (4) 参考文献一覧 | 34 |
| (5) 付録 | 36 |

● 注意が必要な会話・行動の一例

注意が必要なものは特定の用語だけではありません。性のあり方は多様であり、相手の見た目だけで判断できるものではないため、その人を尊重した会話をするのが大切です。

| 注意が必要な会話・行動例 | 概 要 |
|--|---|
| 「そろそろ結婚したらどう？」 | LGBTQ+であるかどうかに関係なく、踏み込むべきでないプライベートな部分に踏み入る会話。また、同性婚が法制化されていない背景もあり、注意が必要。 |
| 「彼氏(彼女)はいないの？」 | 職場のコミュニケーションを円滑にする目的だと思っけていても、個人の生き方に踏み込む内容なので、相手の属性問わず注意が必要な会話。また、カミングアウトしていない(できない)LGBTQ+の人たちにとっては、周りに自身の性的指向等を伝えることが難しいため、苦痛を感じる場合がある。 |
| 「もっと男(女)らしくしなよ」 | 性別役割分担意識の押付けにつながるため、相手の属性問わず注意が必要な会話。また、髪長さ・短さや服装など、外見から他人が判断する性別と、当人の性自認が異なる場合も想定される。 |
| 「さっき来たお客さんって男性と女性のどちらかな？」 | 面白おかしく話題(ネタ)にすることは、LGBTQ+の人たちでなかったとしても不快になる可能性がある。 |
| 「この周辺にも(LGBTQ+の人が)いるかもしれない」 「何人潜んでいるのだろう」 | 犯人捜しのような発言により、それを聞いたLGBTQ+の人たちが「もし見つかったら何か言われてしまうかも」といった恐怖や不安を感じる場合がある。 |

出典：つくば市職員のためのインクルーシブな職場環境づくりガイドライン（性の多様性編）より抜粋
<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/32/guideline.pdf>